

令和 8 年 10 月 1 日
申請手数料を改定します
3,900 円 → 4,600 円

麻薬小売業者免許の継続申請について

(1) 提出期間

令和 8 年 10 月 1 日 (木) ～ 令和 8 年 11 月 2 日 (月)

(2) 対象者

令和 8 年 12 月 31 日で有効期間が満了する、免許番号が「4」で始まる(例:4135999)免許証をお持ちの方のみが、今回の申請の対象です。

(3) 申請に必要な書類

ア 申請書 (別記第 1 号様式)

申請書は県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」からダウンロードできます。

神奈川県 麻薬免許 継続 



イ 医師の診断書

申請者の「精神機能の障害」、「麻薬中毒又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したもので原本又は写し。麻薬に関する業務を行う役員全員分が必要です。なお、株式会社(特例有限会社を含む)の代表取締役は全員が業務を行う役員に該当するため必須です。

※申請書提出時点で、診断日から起算して1 か月以内のものが有効です。

※写しの場合は申請窓口で原本と相違ない旨を口頭確認します。原本は廃棄せずに保管しておいてください。

ウ 薬局開設許可証

申請窓口で原本又は写しを提示してください。

エ その他の添付書類 (法人又は団体)

業務を行う役員の範囲を示す書面として、業務分掌表 (組織及び業務分掌を明示した図表に、代表者の記名により事実と相違ない旨が証明された書面) または、登記事項証明書 (原本または写し) のいずれか

※登記事項証明書を添付する際に、麻薬に係る業務を行う役員が限定される場合は、業務分掌表も提出してください。

※業務分掌表には、証明日の記載が必要です。また、「麻薬業務を行う役員である」ことも明記してください。

※写しの場合は申請窓口で原本と相違ない旨を口頭確認します。原本は廃棄せずに保管しておいてください。

(4) 申請にあたっての注意事項

- ア いずれの書類も消せるペンによる記入は無効です。
- イ 原則として申請書記載の内容で免許証を作成しますので、申請書の誤記載などで新免許証に誤りがあった場合は、記載事項変更届を提出していただきます。
- ウ 継続申請時点で、現免許の内容と相違がある方は記載事項変更届を届け出る必要があります。この場合は、記載事項変更届の欄外に「継続申請済み」と朱書きしてください。※行政区画の変更等の理由により住居表示が変更された場合は、記載事項変更届は不要ですが、申請書の欄外に「住居表示変更」と朱書きしてください。
- エ 継続申請後に記載事項変更および役員の変更予定がある場合は、継続申請時に各申請窓口にご相談ください。
- オ 医師の診断書について、診断した医師の所属する病院又は診療所等の名称・所在地の記載漏れがないことをご確認ください。
- カ 引き続いて免許を取得しない場合は、業務廃止届等の提出が必要となります。
県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」内の「継続申請手続きを行わない方へ」(小売業者)をご覧ください。

(5) 手数料・手数料納付方法

(9月中に予め納付した場合も10月1日からの申請受付となりますので、改定後の料金が適用されます)

業務所在地	手数料納付方法	手数料
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	指定金融機関で納付書※により事前に納付し、「納付書・領収書」を申請窓口で提示	4,600 円
上記以外の県域	申請窓口で現金納付またはキャッシュレス決済	

※令和8年10月1日より新規申請(3,900円→4,600円)、再交付(2,700円→3,200円)の手数料も改定されます
※納付書は申請窓口で入手してください

(6) 申請窓口

県薬務課ホームページ「麻薬取扱者免許の継続申請手続き」内の「申請(届出)窓口一覧」をご確認ください。

(7) 新免許証の交付

令和9年1月4日(月)以降に、申請窓口で返納届及び現免許証と引き換え

※提出期間後に申請した場合は、交付が遅れる場合があります。

(問合せ先)

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
薬物対策グループ
電話 045-210-4964 (直通)

